

「国立研究開発法人国立国際医療研究センター契約監視委員会」の審議概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人国立国際医療研究センター

監査室（契約監視委員会事務局）

電話 03-5273-5304

令和4年度第2回国立研究開発法人国立国際医療研究センター契約監視委員会が、令和4年11月22日（火）に開催されましたので、その審議概要について公表します。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」において、審議対象契約について点検・見直しの審議を行った。

令和4年度 第2回国立研究開発法人国立国際医療研究センター契約監視委員会（概要）

開催日及び場所	令和4年11月22日（火） 研修センター地下1階レセプションルーム
委員（敬称略）	小澤 優一（外部委員） 水嶋 利夫（外部委員） 石井 孝宜（監事） 白羽 龍三（監事）
審議対象	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び改正版設置要綱に基づき策定された、国立国際医療研究センター契約監視委員会規程（平成22年12月9日規程第75号）第4条第1項第1号～第3号に該当し、令和4年5月1日～令和4年9月30日迄（以下「対象期間」という。）に契約を締結した案件を審議対象とした。</p> <p>（1）対象期間の調達において競争性のない随意契約であったもの 【86件】 （2）公益法人等との契約で、再委託率が50%以上の随意契約 【0件】 （3）対象期間の調達において一者応札・応募であったもの 【75件】 これらのうち2年連続で一者応札・応募であったもの 【2件】 （4）一般競争契約等の案件のうち、対象期間の契約において落札率が100%であったもの、又は締結した契約の落札率が100%となったもの 【9件】</p>
審議概要	<p>1. 委員会の進め方等について</p> <p>事務局より、本審議の進め方について、以下の審議方法によって進めたいとの説明が行われ、了承を得た。</p> <p>審議方法</p> <p>（1）各個別審議案件毎に、説明者（調達企画室）より概要説明</p>

(2) 委員からの意見・質問に対する担当部署からの回答を踏まえ審議

2. 審議内容及び審議結果

(1) 対象期間の調達において競争性のない随意契約 【86件】

これらについて説明を受け審議した案件は、以下のとおりであった

- ・緊急の必要により競争に付することができないもの 2件
- ・業務の継続性があり、競争にそぐわないもの 3件
- ・システム改修等であり、競争にそぐわないもの 25件
- ・契約の相手方が一者に定められているもの 40件
- ・競争に付することが不利と認められるもの 7件
- ・外国での契約であるため随意契約とせざるを得ないもの 9件

以上86件については、審議の結果、随意契約としたことについては合理的な理由が認められ、特に問題点の指摘もなかった。

上記について説明を受け審議した結果、特に意見等は無かった。

(2) 対象期間の調達において一者応札・応募であったもの 【75件】

これら75件のうち、2年連続で一者応札・応募になったもの 【2件】

上記について説明を受け審議した結果、以下のとおりであった。

- ・一者応札となる原因に着目して議論を行い、様々な角度から情報を収集し、より良い条件で調達を行っていただきたいと意見があった。

(3) 一般競争契約等の案件のうち、対象期間の契約において落札率が100%であったもの、又は締結した契約の落札率が100%となったもの

【9件】

これらの契約について説明を受け審議した結果、特段の指摘事項はなかった。

以上